

## 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和6年規則第19号。以下「規則」という。）第7条第1項及び第2項の規定に基づく第1号事業に要する費用の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(指定相当訪問型サービスに要する費用の額)

第3条 指定相当訪問型サービスに要する費用の額は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「基準告示」という。）に定めるものとする。

(指定相当通所型サービスに要する費用の額)

第4条 指定相当通所型サービスに要する費用の額は、基準告示に定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表第1のとおりとする。

(指定相当訪問型サービスAに要する費用の額)

第5条 指定相当訪問型サービスAに要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

(指定相当通所型サービスAに要する費用の額)

第6条 指定相当通所型サービスAに要する費用の額は、別表第3のとおりとする。

(第1号介護予防支援事業に要する費用の額)

第7条 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、基準告示に定めるものとする。

(端数処理)

第8条 費用の額を算定した場合において、その額の1円未満の端数があるときには、その端数金額は切り捨てるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

別表第1（第4条第2項）

サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
通所型サービス 22	事業対象者、要支援2 (週1回程度)	1,798	1月につき
通所型サービス 22 日割		59	1日につき

別表第2 (第5条)

サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
訪問型サービスA I (30分以上60分以内)	事業対象者・ 要支援1・2 ※1週につき  2回まで		191		
訪問型サービスA I・同一 1 (30分以上60分以内)		事業所と 同一建物 の利用者 等にサー ビスを行 う場合	事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者 20人以上にサービ スを行う場合 所定単位数の10% 減算	172	1 回 に つ き
訪問型サービスA I・同一 2 (30分以上60分以内)			事業所と同一建物の 利用者50人以上に サービスを行う場合 所定単位数の15% 減算	162	
訪問型サービスA I・同一 3 (30分以上60分以内)			同一の建物等に居 住する利用者の割合 が100分の90以 上の場合 所定単位数の12% 減算	168	

別表第3 (第6条)

サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
通所型サービスA 週1	事業対象者・ 要支援1			293	1 回 に つ き
通所型サービスA 週1・定超	(2時間以上3 時間未満) ※週1回程度利 用	定員超過の場合× 70%		205	
通所型サービスA 週1・同一			事業所と同 一建物に居	232	
通所型サービスA 週1・同一・定超		定員超過の場合× 70%	住する者又 は同一建物 から利用す る者にサー ビスを行う 場合	162	
通所型サービスA 週2	事業対象者・ 要支援2			293	
通所型サービスA 週2・定超	(2時間以上3 時間未満) ※週2回程度利 用	定員超過の場合× 70%		205	
通所型サービスA 週2・同一			事業所と同 一建物に居 住する者又	232	
通所型サービスA 週2・同一・定超		定員超過の場合× 70%	は同一建物 から利用す る者にサー ビスを行う 場合	162	